

研修事業における著作権ガイドライン（第二版）（2019年3月）に係る 様式変更等について

2023年4月19日（5月25日改訂）

JICA ガバナンス・平和構築部

当機構では、2020年度以降、コロナ禍で来日研修が困難になったことに伴い遠隔研修を導入しましたが、その後、徐々に来日研修を再開し、現在では、遠隔研修と来日研修を並行して実施しています。

標記ガイドライン及び様式集は来日研修を想定して作成したものであり、今後、来日研修に加えて遠隔研修や遠隔研修導入により活用されている動画等の教材も想定した内容に改定予定ですが、先行して著作権関連様式3、様式4、様式5及び様式6を見直し、運用を変更しましたのでお知らせします。

研修受託機関におかれましては、基本的には、「研修事業における著作権ガイドライン（第二版）」に基づいて研修教材の著作権に係る権利処理を実施いただくこととなりますが、下記ご一読のうえ、手続きの程何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 著作物の利用条件同意書（様式5）「Use Conditions of the Materials」の改定（ガイドライン10頁参照）

- ・ 遠隔・来日研修共通の様式として、研修教材の利用範囲の選択肢について、両研修を想定した内容に修正しました（選択肢は適宜修正可）。
- ・ 遠隔・来日研修参加にあたり同意が必要な事項を利用規約（※）に規定し、研修員からはアプリケーションフォームで同意を得る方式で統一し、様式5への研修員からの同意取付けを不要とします。
- ・ 上記の様式5の用途変更に伴い名称を「**研修教材リスト（利用条件一覧）**」（List of the Materials with the scope of use）」に改め、研修教材の利用範囲・条件を知らせる目的で研修員等に配布します（利用規約第2条第1項で研修員等に対して、研修教材の利用範囲を知らせることとしているため）。

2 著作物の利用条件一覧（様式6）の改定（ガイドライン11頁参照）

- ・ 遠隔・来日研修共通の様式に修正しました（用途は変わらず）。
- ・ 研修教材の利用範囲の選択肢は、利用者を①JICA・研修受託機関等の研修関係者と②研修員等研修参加者に分け、両研修でそれぞれ想定されるものを列記しました（選択肢は適宜修正可）。
- ・ 上記②の利用範囲を様式5に転記願います。

3 研修著作物（教材）利用許諾書（様式3）の改定（ガイドライン8頁参照）

- ・ 遠隔・来日研修共通の様式に修正しました（用途は変わらず）。
- ・ 研修教材の利用範囲の選択肢は、様式6同様に、利用者を①JICA・研修受託機関等の研修関係者と②研修員等研修参加者に分け、両研修でそれぞれ想定されるものを列記しました（利用許諾内容に係る選択肢は適宜修正可）。

4 著作物利用許諾申請書（兼許諾書）（様式4）の改定（ガイドライン9頁参照）

- ・ 遠隔・来日研修共通の様式に修正しました（用途は変わらず）。
- ・ 著作物の利用範囲の選択肢は、公衆送信を含め、遠隔・来日研修で想定されるものを記載しました。

5 研修教材の著作権の権利処理

- ・ 研修受託機関は、従来どおり、研修教材毎の利用範囲・条件を様式6「著作物の利用条件一覧」にまとめ、業務提出物として研修教材一式と共に JICA へご提出ください。
- ・ 研修員等研修参加者に対しては、研修教材の利用範囲・条件をまとめた様式5「List of the Materials with the scope of use」を配布願います。
- ・ 研修教材の適切な利用が行われるために、利用範囲・条件は、様式5で研修員等にお知らせいただくと共に、研修員等に配布・配信する研修教材の冒頭等に明示することを推奨します（著作権マークと公開年及び著作権者名（©2023 JICA 等）とあわせて）。
- ・ 同分野の他研修コース又は当機構が実施する事業で共有可能な動画等の研修教材がありましたら、教材の効率的な利用の観点から、可能なものは当機構による利用を許諾いただけると幸いです。
- ・ 研修受託機関又は講師等が作成した著作物（例：研修教材案）を基礎として、第三者により作成された二次的著作物（例：翻訳テキストや動画）の著作権は、当該二次的著作物の著作者にも帰属します。二次的著作物の作成を翻訳会社や映像制作会社等へ再委託する場合、JICA 事業で管理・活用していく観点から、当該二次的著作物の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む）は、再委託先から発注者への譲渡を求めるよう手続き願います。研修委託契約では、原則として、「業務提出物」として受託者から提出いただく二次的著作物の著作権は JICA に譲渡されます¹。

¹ 研修委託契約書附属書Ⅰ「業務実施要領」の規定に沿って、通常、動画等を含む研修教材一式（完成品）を「業務提出物」としてご提出いただきます。業務提出物の著作権は、業務実施要領にて別に定めるもの、受託者又は第三者が従来から著作権を有する著作物及び研修動画に含まれる講師の著作物に関する著作権を除き、業務完了報告書の検査の合格を通知したときに、受託者から JICA へ譲渡されます。（研修委託契約約款第23条第3項参照）

6 著作権関連様式への署名・押印の省略

以下の方法で文書の成立の真正を証明することができれば、署名・押印を省略することが可能です。

<申請>

(1) 法人の場合

- ・ 署名・押印を省略する場合は、「[研修委託契約における契約関連書類の押印等の取扱い](#)」同様に、申請書表紙に「本件責任者及び担当者」の氏名、役職、所属先及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）が記入されていること、もしくは、それらをメール本文に明記しメールで連絡すること。担当者からメール送信する際には、CCに本件責任者を加えること。

(1) 個人の場合

- ・ 別途（他の書面のやり取り、名刺交換等を通じて）本人であることが確認されたメールアドレスから申請書が提出されていること。

<承認>

- ・ 二次的著作物の利用許諾書等 JICA からの承認文書も押印省略可とし、JICA 側の責任者もメール CC に含める形で、申請者本人であることが確認されたメールアドレス宛に送付する。

以 上

※「利用規約」

研修教材の利用等に係る利用規約について、当機構ホームページに掲載しています（2023年4月改定）。研修員は、同利用規約にアプリケーションフォームで同意したうえで、研修に参加します。

Terms of Use:

https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/acceptance/raining/index.html